

主 文

本件再審査請求を却下する。

事実及び理由

第1 事案の概要

本件は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成31年1月11日付けで、再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした、労働者災害補償保険法による障害補償給付の支給に関する処分の取消しを求める事案である。

請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し審査請求をしたところ、同審査官が令和元年9月12日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第2 請求人の主張の要旨

（略）

第3 理 由

- 1 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下「労審法」という。）第38条第1項の規定により、請求人に労働者災害補償保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。

本件についてこれをみると、郵便物等配達証明書によれば、審査官の決定書の謄本が請求人に配達された日は、令和元年9月14日であるから、本件再審査請求の請求期間は、その翌日から起算して2か月目に当たる日である同年11月14日までとなる。

ところが、請求人が労働保険再審査請求書を郵便により発信したのは、令和2年2月11日であり、本件再審査請求は、法定の請求期間を経過した後にされたものである。

- 2 労審法第38条第2項において準用する同法第8条第1項ただし書では、再審査請求が請求期間を経過した後にされた場合においても、請求人が正当な理由により請求期間内に再審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない定められている。そして、同項ただし書にいう「正当な理由」

とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならぬものと解するのが相当である。

- 3 そこで、本件についてこれをみるに、請求人は、請求期間を経過した理由について、令和2年4月1日及び同月6日当審査会受付の各書面において、要旨、「①病院が2つにまたがっていた為、診断書の処理をめぐって時間が経過した、②脳神経損傷のため迅速な行動に制約があった」と述べている。

しかしながら、請求人が主張する上記理由は、個人的な事情を述べているにすぎず、誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りる事情であるとはいえず、上記の「正当な理由」について疎明したものということとはできない。

- 4 よって、本件再審査請求は不適法なものであってその欠陥が補正することができないものであるから、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年6月15日